

## 店舗と同じ情報提供、相談応対需を。 配置業界にその具体策を委ねた厚労省見解の行方。

発行：日本置き薬協会 事務局

社会民主党副党首の又市征治参議院議員が第177回国会に提出していた「医薬品の配置販売業における講習および業務の実態と指導強化の必要性に関する質問主意書」に対する政府答弁書が8月23日付けで明らかにされた。

又市議員からの質問は、主に厚労省の既存配置講習実施状況調査結果から、配置販売に対する適正指導を求める趣旨のもので、○無資格・未経験の配置員に対する講習等の状況について受講対象者である配置員は実施者・講師になれないとする政府答弁書の記載事項に違反している事実について、○消費者等の参画および都道府県に対する届出が少ない事実について、○確実な研修実施のための指導強化について、に触れている。

なかでも医薬品のネット販売に関連して次の記述が目される。

「有資格者が毎回、直接消費者に対面しないことを常態とした状況が合法だと容認された場合に、ネット販売での毎購入時の情報提供と比較し、どちらがより積極的な情報提供か」との質問に答弁書は、「個々の状況によって様々であり、一概にお答えすることは困難である」と回答。

「能動的情報提供の規定と矛盾について」の幾つかの質問で又市議員が、「一般従事者が消費者から相談等があった場合、速やかに専門家が情報提供できる体制を確保することとする通知は、改正薬事法の専門家による能動的情報提供の趣旨と相違する。また有資格者が毎回、直接消費者に対面しないことをあたかも常態としてみなし、容認することに繋がるのが危惧される」と指摘した点について答弁書は、「新配置販売業者における医薬品の情報提供体制のこととするならば、購入者から相談があった場合には、速やかに薬剤師等による情報提供が行なえる体制の下で一般従事者が一般用医薬品を販売できるという点で、新配置販売業者に対し薬局開設者または店舗販売業者と同様の措置を求めるものであり、改正法の趣旨と相違するものとは考えていない。厚生労働省としては、医薬品の適正な使用のために必要な情報提供が適切に行なわれるよう、配置販売に従事する一般従事者を管理および指導する薬剤師等が、当該一般従事者と直ちに連絡がとることができる等の適切な体制が確保されるよう、引き続き都道府県を通じて新配置販売業者を指導してまいりたい」との見解をしめした。

厚労省見解にある「薬剤師等が、当該一般従事者と直ちに連絡がとることができる等の適切な体制」では、第一類医薬品の対面による情報提供、また第二類、第三類医薬品の相談応需、ひいては受診勧奨を「対面」で「速やかに」、「適切」に行なう具体的方法は、業者に委ねられている。配置販売業に携わる当事者として、決して容易に実現可能なものでなく、可能であるならば、一般従事者の比率が極めて低く、ほとんどが専門家でなくては実現出来ない状況であると思える。

---

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

---

日 置 協